

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	第一種特定製品の管理の適正化のための措置
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail: furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail: gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	フロン類の排出を抑制するため、第一種特定製品の管理者に第一種特定製品の適正な管理によるフロン類の管理の適正化を求める。
内容	主務大臣は、第一種特定製品の管理者(フロン類使用製品の使用等(使用すること、整備させること、廃棄等すること)を管理する責任を有する者)の第一種特定製品の管理の適正化の推進に関する判断の基準となるべき事項を定めることとする。(具体的には、機器の適切な使用環境の維持といった一般的な管理方法の他、一定の機器について定期的な点検の実施、漏えい発見時の適切な処理等が想定される。)また、都道府県知事は、第一種特定製品の管理者に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができることとする。
関連条項	第16条～第18条
必要性	平成21年の経済産業省調査により、冷凍空調機器の使用中に、これまでの想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えいしていることが判明(2020年の冷凍空調機器からの全排出量の6割に上る見込みであり、廃棄時を上回る想定)した。現行法は冷凍空調機器の整備時及び廃棄等時のフロン類回収・破壊のみの対策であることから、今般、機器使用時にも適正な機器の管理により漏えいを防ぐことが必要。
費用	
遵守費用	・一般的な管理については特段の追加的コストは想定されないが、一定の機器の点検については、点検のための費用が発生する。
行政費用	・国において判断の基準策定、自治体において、遵守状況の把握に係る費用が発生する。
その他の費用	・その他の費用は特段想定されない。
便益	・第一種特定製品の管理の適正化によって、第一種特定製品使用時の機器からの漏えいを抑制することができる。

想定される代替案		
代替案①	管理する機器の大きさ等にかかわらず、全ての第一種特定製品の管理者に、定期点検を義務付ける。	
	費用	
	遵守費用	・点検のための費用が管理者全員に発生する。
	行政費用	・自治体において、遵守状況の把握等に係る費用が発生する。
	その他の費用	・その他の費用は特段想定されない。
	便 益	・第一種特定製品の点検等の適切な管理を行わせることによって、第一種特定製品使用時の機器からの漏えいを抑制することができる。
代替案②	義務付けはせず、管理者の自主的な排出抑制努力を促す。	
	費用	
	遵守費用	・自主的に点検を行う事業者については、点検のための費用が発生する。
	行政費用	・特段の費用は発生しない。
	その他の費用	・その他の費用は特段想定されない。
	便 益	・事業者の自主的取組によるため、第一種特定製品使用時の機器からの漏えい抑制効果は限定的である。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	
<b>【費用】</b>	<p>・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、点検に係る費用は、改正案は一定の機器の管理者に限定されるのに対して、代替案①はあらゆる事業者にも一律に費用が発生することになる。代替案②は自主的取組であり、発生する費用は限定的である。</p>
<b>【便益】</b>	<p>・代替案、改正案とも、第一種特定製品の使用時におけるフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化を防止する効果が期待されるが、代替案②は自主的な計画に留まり、抑制効果は改正案・代替案①に比べて低い。</p> <p>大型機器は保有冷媒量が多く、漏えいの蓋然性が高い(点検による漏えい抑制効果が高い)ことから、大型機器等の一定の機器に点検を義務付けることは合理性がある。発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が確実に、費用が比較的少ない形で達成されることから、当該規制は適切である。</p>

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの3の(2)

「<①管理基準の設定>

機器ユーザーの機器管理水準を引き上げるため、機器を管理する際に遵守すべき基準を国が設定し、機器ユーザーに基準に基づいて管理をすることを求める。(中略)

当該基準においては、機器の適切な使用環境の維持といった一般的な管理方法のほか、大型機器についての定期的な点検の実施、漏えい発見時の適切な処理、その結果の記録等を求めること等を規定することが考えられる。

なお、低GWP冷媒を使用する機器や冷媒漏えい等の異常を検知できるエネルギーマネジメントシステム等が導入されている機器については、点検頻度・方法を軽減することも検討される必要がある。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書(要旨)

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	第一種特定製品の管理の適正化のための措置		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp		
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間：法律施行後5年)		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> フロン類の排出を抑制するため、第一種特定製品の管理者に第一種特定製品の適正な管理によるフロン類の管理の適正化を求める。</p> <p><b>【内容】</b> 主務大臣は、第一種特定製品の管理者(フロン類使用製品の使用等(使用すること、整備させること、廃棄等すること)を管理する責任を有する者)の第一種特定製品の管理の適正化の推進に関する判断の基準となるべき事項を定めることとする。また、都道府県知事は、第一種特定製品の管理者に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができることとする。</p> <p><b>【必要性】</b> 平成21年の経済産業省調査により、冷凍空調機器の使用中に、これまでの想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えいしていることが判明。現行法は冷凍空調機器の整備時及び廃棄等時のフロン類回収・破壊のみの対策であることから、法改正により機器使用時にも適正な機器の管理により漏えいを防ぐことが必要。</p>		
	関連条項	第16条～第18条	
想定される代替案	代替案① 全ての第一種特定製品の管理者に、定期点検を義務付ける。		
	代替案② 義務付けはせず、管理者の自主的な排出抑制努力を促す。		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	・一般的な管理については特段の追加的コストは想定されないが、一定の機器の点検については、点検のための費用が発生する。	・点検のための費用が管理者全員に発生する。	・自主的に点検を行う事業者は、点検費用が発生。
(行政費用)	・国において判断の基準策定、自治体において、遵守状況の把握等に係る費用が発生する。	・自治体において遵守状況把握に係る費用が発生。	・特段の費用は想定されない。

	(その他の社会的費用)	・その他の費用は特段想定されない。	・その他の費用は特段想定されない。	・その他の費用は特段想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合	
政策評価の結果  (費用と便益の関係の分析等)	<p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、点検に係る費用は、改正案は一定の機器の管理者に限定されるのに対して、代替案①は大型機器を有しない小規模事業者にも一律に費用が発生することになる。代替案②は自主的取組であり、発生する費用は限定的である。</li> </ul> <p>【便益】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替案、改正案とも、第一種特定製品の使用時におけるフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化を防止する効果が期待されるが、代替案②は自主的な計画に留まり、抑制効果は改正案・代替案①に比べて低い。</li> </ul> <p>大型機器は保有冷媒量が多く、漏えいの蓋然性が高い（点検による漏えい抑制効果が高い）ことから、大型機器等の一定の機器に点検を義務付けることは合理性がある。発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が確実に、費用が比較的少ない形で達成されることから、当該規制は適切である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種特定製品使用時の漏えいを抑制できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えい抑制効果は限定的。</li> </ul>	
有識者の見解その他の関連事項	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの3の(2) 「&lt;①管理基準の設定&gt; 機器ユーザーの機器管理水準を上げるため、機器を管理する際に遵守すべき基準を国が設定し、機器ユーザーに基準に基づいて管理をすることを求める。</p> <p>当該基準においては、機器の適切な使用環境の維持といった一般的な管理方法のほか、大型機器についての定期的な点検の実施、漏えい発見時の適切な処理、その結果の記録等を求めること等を規定することが考えられる。</p> <p>なお、低GWP冷媒を使用する機器や冷媒漏えい等の異常を検知できるエネルギーマネジメントシステム等が導入されている機器については、点検頻度・方法を軽減することも検討される必要がある。」</p>			

レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。
備 考	